

一般社団法人 多摩南部成年後見センター

たまなんレター

調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市の5つの市が共同で
設立・運営している法人です



No.4

発行日 令和3年1月20日

発行 一般社団法人多摩南部成年後見センター

〒182-0026

調布市小島町3-69-2

第一荒井麗峰ビル2階

TEL 042-498-5802

<http://www.kouken-center.or.jp>

『皆最後はおひとりさまに』

多摩南部成年後見センター所長 小林正人

2045年の推計平均寿命は100歳。ここまで生きると最後は家族・親族はおらず、いても頼ることはできないかも。つまり多くの方が最後はおひとりさまです。老後に起こるリスク等は介護施設さがし、認知症、相続争い等色々ありますが、判断能力がなくなったら、これらへの準備はできません。遺言、任意後見契約等法律行為が有効にできないからです。いかに「判断能力」が重要か。これらリスクへの準備ツールは成年後見だけではなく、遺言、家族信託、死後事務委任契約等色々あります。あなたや親に相應しいツールを今年から考え始めてはいかが。手遅れにならないうちに。



『法人後見ってこんな感じ・・・』



センターの日々の
よもやま話やあれこれを
連載します！

みなさまご存知のように、たまなんは「セーフティーネット」として、他に受任者のいない案件を法人として受任しています。激しい権利侵害などで組織的な対応が必要など、抱える事情も近年ますます複雑になってきており、依頼案件も急上昇しています。福祉の専門職7名と地域支援員5名で110件前後の案件に日々取り組んでいます。後見人は「法人」なので、担当者の名前が表に出ることはなく、権利侵害などで後見人等への妨害が見込まれる案件でも、安心して受けることができます。しかし、法人として受けるため、受け入れや支援方針の決定には有識者を招いた会議や審議が必要で、支援に時間がかかることは法人後見のデメリットかもしれません。（当然法人の印鑑の持ち出しもできないので、些細な手続きにも決裁が必要です。時間はかかりますが不正防止にもなるので、そこはメリットかも。）次回は、職員の紹介「支援員ってこんな人<その①>」です。どうぞよろしくお願いたします。



【最近の情報コーナー】

利用者がメリットを実感できる後見制度への取り組み

■ 2020年10月30日、意思決定支援ワーキング・グループより「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が公表され、12月には全国で「後見人等への意思決定支援研修」が行われました。詳しくは「成年後見制度利用促進ニュースレター第27号」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

《連載》質問です！こんなとき、どうするの？



市民後見人さんから寄せられる「よくある質問」を連載します！

Q 被後見人が入院した病院から、大部屋に空きがないので2人部屋に入院することを説明され、「差額ベッド代の同意書」にサインするように求められました。被後見人が2人部屋を希望しているわけでもなく、預金も余裕がないのに、どうしたら良いのでしょうか？

A 2018.3.5 厚生労働省通知より、「大部屋が満床だという理由で、個室に入院させた場合は、患者から差額ベッド代をとってはならないことが明記されています。①同意書で患者の同意を確認していない②治療上の必要がある場合③病棟管理の必要がある場合には、患者から差額ベッド代を取ってはならないという内容です。このことを根拠にして、病院側と交渉してみてもいいでしょうか。

◆◇◆令和2年度 市民後見人養成事業の報告◆◇◆



市民後見人候補者に新メンバー登録8名



コロナ禍のさなか、基礎講習は集合型からオンラインへ切り替えとなり、実務研修も会場を変更して感染症予防に気をつけながら集合し、補講もオンラインを併用しました。困難な状況でも粘り強く受講され、無事に修了された8名のかたをご紹介します。

N・Sさん（調布市）「人生の経験は少ないですが、少しでも力になればと思います。」 I・Eさん（日野市）「何よりも本人の意思や思いを大事にする後見人を目指したい。」 H・Tさん（日野市）「その人の身になって考え、‘被後見人ファースト’の活動をする。」 I・Kさん（日野市）「学習するほどに市民後見人の責務を感じた。どこまで応えられるか私次第。」 M・Tさん（多摩市）「私はもうすぐ69歳。今後とも社会と関わり続けたい。よろしく。」 M・Mさん（狛江市）「ラガーマンの矜持、皆は一人のためにを胸に。」 Y・Hさん（稲城市）「被後見人様の歩幅に合わせたお手伝いができる様になりたいです。」 K・Hさん（稲城市）「成年後見人業務を実施する知識をしっかりと身につけたいと思います。」

11月から現場実習を継続して受任までのフォローアップを開始しています。みなさんのご活躍を期待しています。